



# 私たちの人権を破壊する 共謀罪と「自民党改憲案」



弁護士

しら が ゆ り こ  
白神 優理子

1

## 「心の中」を処罰する本質に変わ りないテロ等組織犯罪準備罪

政府は、国民の強い反対によって3度も廃案になっているにもかかわらず「共謀罪」を創設しようとしています。2017年1月16日、菅官房長官が共謀罪（テロ等準備罪）創設の「改正」法案を今通常国会で提出するとの記者会見を行いました。

「テロ等組織犯罪準備罪」と名称を変え、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織犯罪処罰法」と言います）の「改正案」という形をとると発表されていますが、「共謀罪」の問題の本質は全く変わりません。

どういった場合に処罰されることになるのでしょうか？「共謀罪（テロ等準備罪）」の仕組みは次のようになります。

①組織的犯罪集団が、②長期4年以上の懲役刑（または禁錮刑）が定められている特定の犯罪について、③「共謀（2人以上で計画）」し、そのうち誰か1人が共謀した犯罪行為を実行するための「準備行為」を行う。

この3つの要件を満たせば「共謀罪（テロ等準備罪）」として処罰されることとなります。

備罪)」として処罰されることとなります。

例えば、沖縄の高江ヘリパッド建設反対の座り込みの相談を2人以上の人たちでしたとします。その内の1人が、ゴザを買いました。

けれど、座り込みを阻止・弾圧したいと狙う政府、政府の意のままに動く警察が、座り込みを「組織的威力業務妨害罪」（組織犯罪処罰法3条第1項第12号に規定される犯罪で、5年以下の懲役とされます）という犯罪だと決めつけてしまえば、犯罪の「共謀」ということになり、「ゴザを買った行為」＝「犯罪の準備行為」だということになり、座り込みの相談をした人を全員、逮捕・起訴できてしまうという仕組みです。

けれど、ゴザを買う目的なんて、外からはわかりませんよね。それなのに逮捕することができるのは、捜査機関がゴザを買った人の心の中を「座り込み＝犯罪のためだ」と決めつけるからです。結局、人の「思想」「心の中」を処罰するものであることに変わりません。

2

## 誰でも共謀罪の対象になる

図表1 従来の共謀罪法案と今回の法案の実質は同じ

|      | 従来の法案                 | 今回の法案              | 実質は同じ  |
|------|-----------------------|--------------------|--|
| 犯罪主体 | 団体の活動として              | 組織的犯罪集団の団体の活動として   | 犯罪の相談をしたと捜査機関が決めれば「犯罪集団」に該当!!                        |
| 対象行為 | 共謀                    | 2人以上で計画し、「準備行為」を行う | ゴザなどの買い物、ATMからのお金の引き出しなど日常的な行為でも捜査機関が「準備行為」と決めれば該当!! |
| 対象犯罪 | 長期4年以上の懲役禁錮(600以上の犯罪) | 同じ                 | 同じ   |

このような形で、長期4年以上の罪であれば、なんでも共謀罪の対象犯罪になってしまいます。その数は676にも上ります。

労働組合の皆さんの場合ですと、例えば大量リストラや賃下げが狙われるなどしたときに、「今度の団交で必ず撤回を勝ち取ろう！」などと相談したことが、撤回すると言わない限りカンヅメにしようと共謀したなどと決めつけられ、誰か一人が実際に団交の申し入れをしたり、団交の場所を確保したりしたら、組織的監禁罪の「共謀」「準備行為」だということで、その場にいた人全員が逮捕されてしまう。

誰でも共謀罪の対象になってしまいます。そして、こんなことで逮捕できてしまうなら、捜査機関とその背後にいる政府が気に食わない人物や団体について監視をしておけば、いくらでも理由をこじつけて逮捕できてしまいますね。

### 3 近代刑法の大原則に反する

日本の刑法を含む近代刑法は、原則として法益(刑法が守ろうとしている利益、例えば、殺人罪なら「命」)を侵害する「行為」を処罰します。例外的に侵害が具体的に迫っている場合は未遂、さらに特別な場合に予備罪が処罰されます。予備罪は、爆弾の材料を用意するなど、重大犯罪について実際にそれ自体が危険な場合です。

つまり、人が具体的な行為をしていないのに共謀しただけ、後はなんでも準備行為だと決めつけてしまえば法益を侵害していなくても処罰できるという「共謀罪」は近代刑法の原則に反します。

### 4 共謀罪は憲法違反

日本国憲法は、侵略戦争と植民地支配への深い反省から、思想及び良心の自由を侵してはならないとしています。

心の中を処罰することができる「共謀罪」は、明らかに憲法違反です。

### 5 ポスト真実—政府の説明は全て「嘘」ばかり

まず「テロ対策」の嘘です。テロ対策とは無縁の犯罪が大量に対象になっています。また、テロ対策について国内法は既に整備されています。

次に「テロを防ぐ『国際組織犯罪防止条約』を締結するため」という嘘です。同条約の目的はマフィアなどの経済的犯罪への対処です。そして同条約は「自国の国内法の基本原則に従って、必要な措置をとる」と規定しているので、日本の刑法原則に反する共謀罪を創設する必要はありません。

さらに犯罪対象を絞り込んだという嘘です。政府は共謀罪の適用対象を「団体」ではなく「組織的犯罪集団」に変え、「準備行為」を成立要件に加えたので対象が限定されたと説明しています。けれど、結局判断をするのは捜査当局あるいは背後にいる政府です。

もともと「犯罪集団」と「一般人」なんて区別は法律にありません。捜査機関が犯罪の相談をしていると決めつければ「犯罪集団」になってしまうのです。「準備行為」については先ほど説明した通り、団交の申し入れやゴザを買う行為すら犯罪のためだと決めつければ「準備行為」です。

全く処罰の対象は限定されていません。

### 6 3度も廃案になっているのに懲りずに提案する政府の「ホンネ」は？

このように政府の説明はウソばかりです。では

図表2 人権を破壊する自民党改憲案—自由権



経 明日の自由を守る若手弁護士の会

「ホンネ」は一体何なのでしょう？

この間、憲法も国民の声も無視する安倍政権に対して、本当に多くの国民が「憲法を取り戻す」ために立場の違いを越えて立ち上がっています。「現政権の打倒」を掲げて野党が選挙協力をするという、歴史上初めてのことを実現しました。

安倍政権がこの流れに危機感を抱かないわけがありません。このままでは憲法を無視した「戦争する国づくり」「大企業のために労働法制を改悪して福祉を壊す国づくり」ができなくなってしまうし、憲法を変えることもできません。

そこで、「野党+市民の共闘」や市民運動を監視して、政府に都合の悪いことを言う人たちを潰してしまおうというのが「ホンネ」です。国民の自由を奪い、反対意見を潰して国家権力が憲法を壊す自由を手に入れるのです。憲法の縛りをとってしまおうということですね。

## 7 恐ろしい「監視密告社会」の到来

実際に、2016年の参院選では大分県警別府警察署がカメラを設置して、労働組合事務所を盗撮していたことがわかり、実行者の警察官は建造物侵入罪で逮捕されました。捜査機関が市民運動を監視していることは明らかです。

また、監視方法も拡大しています。「共謀罪」ができれば捜査できる範囲が大きく広がる上に、対象犯罪が拡大した盗聴法を使って、ありとあらゆる通信手段を監視することができます。

さらに、公安警察が「協力者」「潜入者」スパイを作って、弾圧したい団体に潜り込ませて犯罪の共謀にあたりそうな話をさせます。そしてその人に、準備行為といえそうな行動をとらせて自首

図表3 立憲主義が壊され国民が国家権力に縛られる側に転落する自民党改憲案



経 明日の自由を守る若手弁護士の会

させます。その人自身は「司法取引」で無罪放免、その場にいた他の団体メンバーは組織的犯罪集団として逮捕できてしまうのです。

いま政府は、「監視密告社会」を完成させようとしています。かつて治安維持法で監視密告社会を作り上げ、戦争への道を突き進んだように。

## 8 人権を破壊する「自民党改憲案」—自由権

その先に安倍政権が狙う社会は、どんな社会でしょうか。

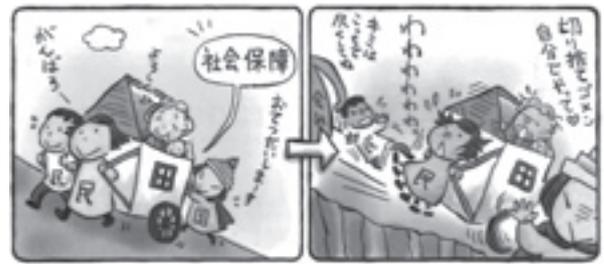
自民党改憲案では、人権の上に「公益及び公の秩序」を置きます。「公益」とは「国の都合」ということです。

改憲案12条では、国民は「常に公益及び公の秩序に反してはならない」としています。表現の自由については念入りに、「公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは認められない。」(草案21条2項)としています。

例えば安倍首相は「企業が世界で最も活躍しやすい国」を国家的スローガンにしていますので、これが「公益」になります。ですから、「法人税をもっと上げて欲しい!」「労働者の残業代をゼロにしたり、違法な解雇もお金で解決したりできてしまう労働法制改悪は阻止!」などとデモ行進をしたり、集会をしたり、出版をしたりすることが「公益に反する」として禁止されかねません。政府にとって都合の悪い行動は全部禁止にできてしまう。独裁国家が可能になってしまいます。

これは人権の大原則に反します。もともと憲法が保障している権利は、私たちが幸せになるため

図表4 人権を破壊する自民党改憲案—社会権



11 明日の自由と守る若手弁護士の会

に生まれながらにして持っているもの（自然権）です。そして私たちは「個人として尊重」され、その権利は国政の上で「最大限に」尊重されます（憲法13条）。国家より国民が上なのです。

ところが、自民党改憲案では「国家の都合＝公益」が一番上で、それに反しない範囲で「権利は与えられるもの」になってしまっています。国民より国家が上ということです。そして、「全て国民は、この憲法を尊重しなければならない。」（草案102条1項）として、「公益に反しない」ことを国民が義務付けられてしまっています。

国家権力の手足を縛る立憲主義が壊され、私たち国民が国家権力に縛られる側に転落してしまっている。それが自民党改憲案です。

9

人権を破壊する「自民党改憲案」—社会権

大企業はお金儲けのためなら、労働者を過労死させても平気です。今度はさらに、過労死を大量生産させることになる残業代ゼロ法が狙われています。原則正規雇用というルールは壊され続け、非正規雇用がさらに増大されようとしています。これが「規制緩和」ですね。これを大手をふってできるようにするのが改憲案です。

自民党改憲案は前文で、「活力ある経済活動を通じて国を成長させる」の文言を入れ、営業活動の自由につき、「公共の福祉に反しない限り」の文言を削除しています（草案22条1項）。「公共の福祉」というのは「他の人の権利」です。

例えば、いくら大企業が営業活動＝金儲けをする権利があるといっても、労働者の健康で文化的に生きる権利（公共の福祉）を奪ってはいけないということで、労働基準法など様々なルール（規制）があります。

しかし改憲案はこれを削除。規制緩和を大歓迎！ということです。労働者の生きる権利をはじめ、福祉が破壊されてしまいます。

また、改憲案は「家族は、社会の自然かつ基礎的な単位とし、尊重される。家族は、互いに助け

合わなければならない」（草案24条1項）として、「個人の尊重」ではなく「家族を尊重」し、育児や介護の責任を押しつけます。

住民サービスについては自治体の自立自助の原則を強調（草案93条3項）して、その地方自治体の経費について「自主的な財源をもって充てることを基本とする。」（草案96条1項）として、完全に国の福祉に対する責任を放棄しています。

規制緩和で大儲けできる1%の大企業のために、99%の国民の「健康で文化的に生きる」という根本的な権利が奪われようとしています。

10

改憲を許さず、3度も廃案にさせてきた運動の力を確信に！

最後に、自民党改憲案が丸ごと削除した憲法97条を記載します。

「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」

今、ありとあらゆる自由と権利が奪われようとしている「試練」に直面しています。

けれど、これまで「共謀罪」も「改憲」も、国民は選んでこなかった。阻止してきました。そこに確信をもって、必ず私たちの自由と権利を守り抜き、輝かせましょう。

しらが ゆりこ 弁護士。弁護士4年目。八王子合同法律事務所所属。横田基地騒音公害訴訟、原爆症認定訴訟、労働事件等を多数担当。講師活動に多数取り組む。著書『弁護士白神優理子が語る「日本国憲法は希望」』（平和文化社、2016年）。